



【新型コロナウイルス感染症関連】

デリバリー・テイクアウト支援の補助期間と申請期間を延長します

概要説明

令和2年7月1日より「四條畷市飲食店舗宅配代行事業者活用支援事業」及び「四條畷市飲食店舗宅配導入支援事業」(いずれも市独自)を実施していますが、**支援期間(補助の対象となる期間と申請期間)を令和3年3月31日(水)まで延長**します。

< 背景 >

令和3年1月14日から大阪府全域に**再び緊急事態宣言**が発令され、市民にとっては不要不急の外出自粛が必要な状況となりました。そこで、これまでと同様に**“新しい生活様式”**に対応する市内飲食店舗への支援継続が必要であると判断しました。

事業の概要

1. 四條畷市 飲食店舗宅配代行事業者活用支援事業

ビジネスモデルとして宅配サービス事業者を活用する市内飲食店舗を支援

▼補助額…店舗登録手数料:全額補助 / 店舗側手数料:全額補助

▼対象数…申請数 ▼総事業費…700万円

令和2年4月1日~令和3年3月31日の期間内に宅配サービス事業者を利用し、同期間内に申請した分が補助対象

2. 四條畷市 飲食店舗宅配導入支援事業

ビジネスモデルとして宅配サービスを自前で開始する市内飲食店舗を支援(上限あり)

▼補助額…車両購入・消耗品等に対し 最大25万円

▼対象数…申請数 ▼総事業費…625万円

令和2年4月1日~令和3年3月31日の期間内に車両・消耗品等の対象物を購入し、同期間内に申請した分が補助対象

2つの事業のねらい ・市内の飲食店の事業継続を下支え  
・事態終息後の新たな事業展開への変化をサポート

※いずれの事業も、新型コロナウイルス感染症によって多大な影響を受けた市民や事業者を支える第2次緊急支援プランとして補正予算(第2号)に計上された事業に含まれます。

(詳しくは、令和2年6月1日報道提供資料「令和2年度四條畷市一般会補正予算(第2号)(案)の概要(新型コロナウイルス感染症対策など)」を参照ください。)

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

市民生活部産業振興課 担当:鈴木(内線541)